

議案第 36 号

特別職員報酬費用弁償の額並びに支給方法条例の一部を別紙のように改正する。

令和 7 年 7 月 4 日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律が一部改正されたことにより、選挙の執行に従事する者の報酬額を見直すことに伴い、本条例に必要な改正をするために提案する。

特別職員報酬費用弁償の額並びに支給方法条例の一部を改正する条例

特別職員報酬費用弁償の額並びに支給方法条例（昭和31年二宮町条例第60号）の一部を次のように改正する。

別表第1 選挙長の項報酬額の欄中「11,300円」を「12,200円」に改め、同表開票管理者の項報酬額の欄中「10,800円」を「12,200円」に改め、同表投票所の投票管理者の項報酬額の欄中「10,800円」を「14,500円」に改め、同表期日前投票所の投票管理者の項報酬額の欄中「9,600円」を「12,800円」に改め、同表開票立会人の項報酬額の欄中「9,100円」を「10,100円」に改め、同表投票所の投票立会人の項報酬額の欄中「9,600円」を「12,400円」に改め、同表期日前投票所の投票立会人の項報酬額の欄中「8,500円」を「10,900円」に改め、同表選挙立会人の項報酬額の欄中「9,100円」を「10,100円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(議案第 3 6 号) 特別職員報酬費用弁償の額並びに支給方法条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後		改正前	
別表第 1		別表第 1	
職名	報酬額	職名	報酬額
(略)		(略)	
選挙長	1 選挙につき <u>12,200円</u>	選挙長	1 選挙につき <u>11,300円</u>
開票管理者	〃 <u>12,200円</u>	開票管理者	〃 <u>10,800円</u>
投票所の投票管理者	日額 <u>14,500円</u>	投票所の投票管理者	日額 <u>10,800円</u>
期日前投票所の投票管理者	〃 <u>12,800円</u>	期日前投票所の投票管理者	〃 <u>9,600円</u>
開票立会人	1 選挙につき <u>10,100円</u>	開票立会人	1 選挙につき <u>9,100円</u>
投票所の投票立会人	日額 <u>12,400円</u>	投票所の投票立会人	日額 <u>9,600円</u>
期日前投票所の投票立会人	〃 <u>10,900円</u>	期日前投票所の投票立会人	〃 <u>8,500円</u>
選挙立会人	1 選挙につき <u>10,100円</u>	選挙立会人	1 選挙につき <u>9,100円</u>
(略)		(略)	